

国際課税トピックス

1 オーストラリアの電子申告の概要

オーストラリア国税庁は、税務代理人 (tax agents) の作成した申告書を電子申告する制度 (Electronic Lodgment Service: ELS) の普及を行い、1998年4月のオーストラリア国税庁長官の発言では、申告書のうちの70%超が、電子的に申告され、かつ処理されていることを表明している¹⁾。オーストラリアは、カナダと同様に、国土が広く、納税者数も他の国と比較して少数であることから、電子申告を普及するメリットが大きいといえる。また、1998年度以降、自動振替制度 (Electronic Funds Transfer: EFT) を利用して、課税当局が、納税者の指定した銀行口座に還付金を振り込むことも認められている。

オーストラリアの電子申告は、上記の ELS 以外に、個人所得税において納税者自らが課税当局指定のソフトウェアを使用して電子申告を行う方式 (名称は、e-tax といわれている) 及び自ら申告書の作成可能な納税者のための TaxPackExpress がある。この制度は、郵便局又は登録した税務代理人が、プロバイダーとして、納税者の自書した申告書を電子申告するものである。

2 個人所得税申告書の電子申告の概要²⁾

オーストラリアにおける個人所得税の納税者は、税務代理人を通じて EDI のネットワークを利用して電子申告を行う方式 (ELS)，インターネットを利用して電子申告を行う e-tax に

より行う方式と、納税者が申告書を作成した後に、郵便局又は特定の税務代理人を通じて課税当局に送信する TaxPackExpress という方式がある。したがって、現在のところ、税務代理人が、ELS に代わって TaxPackExpress を使用することはできない。その理由は、TaxPackExpress は、申告書の自書が可能な納税者を対象としているからである。同様に、申告書の自書可能な納税者が、ELS を使用することもできない。オーストラリアでは、法人税申告書について、個人所得税申告書と同様に ELS が利用できる。

3 e-tax の概要

1998年10月に、オーストラリア国税庁は、イ

オーストラリア

ンターネットを利用して、個人所得税申告書の作成と電子申告を可能にするソフトウェアを開発し、試行を開始した。

個人所得税の電子申告 (e-tax) を使用する納税者の場合、次に掲げる要件の全てを満たす必要がある。すなわち、①前年の申告書を提出していること、②前年の賦課決定通知書を所有していること、③納税者番号を有していること、④課税当局の条件とするコンピュータを所有していること、が要件となる。そして、納税者は、課税当局のウェブ・サイトから e-tax のソフトウェアを自らのコンピュータにダウンロード

Topics of International Taxation

しなければならない。

このe-taxのソフトウェアは、質疑応答形式になっており、納税者が、画面上の質問に的確に回答することにより、納税申告書が完成するようになっている。そして、納税者は、納税申告書のコピー及び関連書類の提出義務がなく、これらの記録等を申告期限以降5年間保存する義務がある。

オーストラリアは、インターネットを使用して電子申告を行うことから、その秘密保護等の手段が問題となるが、納税者が、e-taxのソフトウェアをダウンロードする際に、課税当局からパスワードが与えられる。そして、納税者は、そのパスワードを使用して、ソフトウェアの秘密保護の部分にアクセスして、そのソフトウェ

の電子申告

アの指示により電子署名を行う。その署名後、ソフトウェアは、申告書の情報を暗号化して、インターネットにより課税当局に送信することになる。

課税当局は、e-taxによる申告を受領すると、14日後までに賦課決定通知書を発行することになる。

4 ELS の概要³⁾

ELSを使用して電子申告を行う納税者は、最初に、電子申告宣誓書(Electronic Lodenment Declaration)を作成しなければならな

い。納税者は、この宣誓書において、納税者番号(Tax File Number)、年度、氏名、総収入金額、総経費、課税所得等を記載して、電子申告を行う税務代理人の選任を行い、還付金の自動振替を選択するのであれば、その記載を行うことになる。そして、納税者から選任を受けた税務代理人は、必要事項を記載して署名を行うことになる。ELSの制度は、個人所得税申告書、法人税申告書、フリンジ・ベネフィット税、パートナーシップ申告書等及び関連する付表を電子申告することができる。

納税者がELSを使用するメリットは、課税当局に、関連資料及び源泉徴収票を提出しなくてもよいことである。また、還付についても、その手続が、従来に比べてより簡素化したことである。

- 1) Michael Carmody, "Future Directions in Tax Administration" (<http://assist.ato.gov.au/Taxadmin.htm>)。
- 2) e-taxに関する情報は、オーストラリア国税庁のホームページより取得した (<http://assist.ato.gov.au/general/individs/etax99/httoc.htm>)。
- 3) <http://assist.ato.gov.au/taxprof/faq/13.htm>。

日本大学教授

矢内一好